

解説：NTT企業年金減額訴訟、NTT側敗訴 重い負担の企業に影響

NTTグループの退職者向け確定給付企業年金減額をめぐる今回の最高裁判断は、業績低迷や会計制度厳格化の流れを背景に、NTT同様に重い年金負担を抱える多くの企業にも影響を与えそうだ。

企業年金は、企業が月々の保険料を積み立てて運用し、退職後の公的年金に上乗せして給付する制度。バブル崩壊以降の低金利や株価低迷で、運用難に陥り、年金給付に充てる積立額が大幅に不足する企業が相次いでいる。このため、多くの企業が年金制度見直しに着手しているが、減額には元々「著しい経営悪化」と、受給者の3分の2以上の同意という高いハードルがある。

経営破綻（はたん）し、会社更生手続き中の日本航空の大幅な企業年金減額は厚生労働省も認可したが、今回の最高裁判断に基づけば、企業は破綻までは行かなくても、経営危機が相当深刻化しなければ年金減額に踏み切れなくなる。

一方、07年のパナソニックの年金給付引き下げを巡る訴訟のように、赤字決算転落直後だったため、減額が認められたケースもある。国内上場企業には12年3月期から企業年金の積み立て不足額を決算で一括計上する会計ルール導入も検討されている。

企業からは厚労省や裁判所に対し「現実的で統一的な年金減額ルール作り」（大手メーカー幹部）を求める声が高まりそうだ。【坂井隆之】

NTTのOB年金減額、最高裁も認めず

NTTグループが申請した退職者の年金減額を厚生労働省が承認しなかったのは不当だとして、グループ67社が不承認処分の取り消しを求めた訴訟の上告審で、最高裁第3小法廷（田原睦夫裁判長）は9日までに、NTT側の上告を退ける決定をした。NTT側敗訴の一、二審判決が確定した。今回の決定を受け、産業界でOBの年金減額に慎重な姿勢が一段と広がる可能性もある。

確定給付企業年金法は、受給者に不利な年金額改定をするには、経営が著しく悪化しているなどの条件が必要と定めている。訴訟ではNTTグループの経営が、年金減額を余儀なくされるほど悪化しているかが最大の争点だった。

一審・東京地裁判決は「NTT東日本・西日本は年1000億円前後の利益を継続的に計上しており、経営が悪化したとは到底認められない。年金廃止を避けるための次善の策として減額がやむを得ないとはいえない」として、NTT側の訴えを棄却。二審・東京高裁も支持し、NTT側の控訴を棄却していた。

NTT側は「年金制度の維持が困難になるほどの経営悪化を減額承認の条件とするのは硬直的。企業年金の設計を労使の自主判断に委ねている法律の趣旨を損ねる」などと主張していた。

一、二審判決によるとNTTグループは減収減益傾向を理由に、年金の給付利率を従来の固定型から、低利が続く国債の利率に連動する仕組みに変え、実質的に減額する方針を決定。2005年に厚労省に改定を申請したが、認められなかった。

確定給付企業年金法[Defined-Contribution Pension Law]

既存の確定給付型の企業年金を対象に年金受給権の保護を主な目的として制定された法律。2001年6月に成立。施行は02年4月。受給権保護の面で問題がある税制適格年金を10年以内に廃止することや、厚生年金基金が国に代わって運用・給付している代行部分を国に返上できるようにしたことが主な内容。同法の施行で確定給付型の企業年金は(1)厚生年金基金(2)同基金から代行部分を除いた基金型企業年金(3)税制適格年金を改良した規約型企業年金 の3つに再編された。

NTTグループの年金減額訴訟、NTT側の敗訴が確定

退職者に支払う企業年金の減額を認めなかったのは違法だとして、NTTグループ67社が国を相手に処分取り消しを求めた訴訟で、最高裁第三小法廷（田原睦夫裁判長）は、グループ側の上告を棄却する決定を出した。8日付。減額を認めなかった国の判断を妥当とした一、二審の判断が確定した。

2007年10月の東京地裁判決は「グループは利益を計上し続けており、減額がやむを得ないほどの経営悪化とは認められない」と判断。08年7月の東京高裁判決もこの判断を支持し、グループ側の控訴を棄却していた。

企業年金をめぐるのは、バブル崩壊後に資産運用の環境が悪化して予定していた給付ができなくなり、多くの厚生年金基金が解散に追い込まれた。一方で年金受給者の給付水準を守る必要もあり、「経営状況の著しい悪化」などやむを得ない場合に限り減額が認められるようになっている。（延与光貞）

NTTの年金減額不承認が確定 最高裁決定

NTTグループが、経営悪化を理由に退職者約14万人の確定給付企業年金を減額する規約の変更を認めなかった国に処分取り消しを求めた訴訟で、最高裁第3小法廷（田原睦夫裁判長）は9日までに、NTT側の上告を退ける決定をした。NTT側敗訴の一、二審判決が確定した。8日付。

年金減額の要件を厳格化した司法判断が確定するのは初めて。多くの従業員を抱えるマンモス企業の敗訴確定は同種訴訟に影響を与えそうだ。

2007年10月の一審東京地裁判決は「減額が許されるには単なる経営悪化だけでなく、企業年金廃止を避けるため次善の策としてやむを得ないと認められることが必要」と指摘。05年9月の変更申請当時、NTT東日本・西日本は1千億円程度の当期利益を計上し、やむを得ない状況ではなかったと判断、08年7月の二審判決も支持した。

一、二審判決によると、NTTグループは退職者の9割近い同意を得て、企業年金の支給基準を固定する仕組みから、国債利率に連動して支給額が決まる仕組みに移行する減額変更を決定。05年9月に変更を申請したが、厚生労働省は06年2月、経営状態の著しい悪化とは認められない、として申請を退けた。

（共同）